

平成二十五年法律第四十八号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 子の返還及び子との交流に関する援助
第一節 中央当局の指定（第三条）	第二節 子の返還に関する援助
第二款 外国返還援助（第四条—第十条）	第三款 日本国返還援助（第十一条—第十五条）
第三節 子との交流に関する援助	第四款 日本国返還援助（第十六条—第二十条）
第三節 子の返還に関する援助	第五款 外国交流援助（第二十一条—第二十五条）
第三章 子の返還に関する事件の手続等	第六章 過料の裁判の執行等（第一百五十五条）
第一節 返還事由等（第二十六条—第二十八条）	第七章 雜則（第一百五十五条—第一百五十三条）
第二節 子の返還に関する事件の手続の通則（第二十九条—第三十一条）	
第三節 子の返還申立事件の手続	
第一款 総則	
第一目 管轄（第三十二条—第三十七条）	第一条（目的）この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もつて子の利益に資することを目的とする。
第二目 裁判所職員の除斥及び忌避（第三十八条—第四十二条）	第二条（定義）
第三目 当事者能力及び手続行為能力（第四十三条—第四十六条）	第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
第四目 参加（第四十七条—第四十九条）	一 条約締約国　日本国及び日本国との間で条約が効力を有している条約の締約国（当該締約国が条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしてい場合にあっては、当該宣言により条約が適用される当該締約国の領域の一部又は領域内の地域）をいう。
第五目 手続代理人及び補佐人（第五十条—第五十四条）	二 子　父母その他の者に監護される者をいう。
第六目 手續費用（第五十五条—第五十九条）	三 連れ去り　子をその常居所を有する国から離脱させることを目的として当該子を当該国から出国させることをいう。
第七目 電子情報処理組織による申立て等（第六十条—第六十八条）	四 留置　子が常居所を有する国からの当該子の出国の後において、当該子の当該国への渡航が妨げられていることをいう。
第八目 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続	五 常居所地國　連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国（当該国が条約の締約国であり、かつ、条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合にあっては、当該宣言により条約が適用される当該国）の領域の一部又は領域内の地域）をいう。
第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第六十九条の二）	六 不法な連れ去り　常居所地國の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する連れ去りであつて、当該連れ去りの時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該連れ去りがなければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。
第一目 子の返還の申立て（第七十条—第七十二条）	七 不法な留置　常居所地國の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する留置であつて、当該留置の開始の時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該留置がなければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	八 子の返還　子の常居所地國である条約締約国への返還をいう。
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	
第五目 審理の終結等（第八十九条・第九十条）	
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	
第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条・第一百条）	
第三款 不服申立て	
第一目 終局決定に対する即時抗告（第一百一条—第一百七条）	
第二目 終局決定に対する特別抗告（第一百八条—第一百十条）	
第三目 終局決定に対する許可抗告（第一百十一条・第一百十二条）	
第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第一百十三条—第一百十六条）	
第五款 再審（第一百七十九条・第一百八十八条）	
第五節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第一百二十一一条—第一百二十二条の五）	
第五節 出国禁止命令（第一百二十二条—第一百三十三条）	
第四章 子の返還の執行手続に関する特則（第一百三十四条—第一百四十三条）	
第五章 家事事件の手続に関する特則	
第一節 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等（第一百四十四条—第一百四十七条）	

第二節 子との交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則（第一百四十八条・

第一百四十九条）

第六章 過料の裁判の執行等（第一百五十五条）

第七章 雜則（第一百五十五条—第一百五十三条）

附則

第一章 総則

第一条（目的）この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もつて子の利益に資することを目的とする。

第二条（定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条約締約国　日本国及び日本国との間で条約が効力を有している条約の締約国（当該締約国が条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしてい場合にあっては、当該宣言により条約が適用される当該締約国の領域の一部又は領域内の地域）をいう。

二 子　父母その他の者に監護される者をいう。

三 連れ去り　子をその常居所を有する国から離脱させることを目的として当該子を当該国から出国させることをいう。

四 留置　子が常居所を有する国からの当該子の出国の後において、当該子の当該国への渡航が妨げられていることをいう。

五 常居所地國　連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国（当該国が条約の締約国であり、かつ、条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしてい場合にあっては、当該宣言により条約が適用される当該国）の領域の一部又は領域内の地域）をいう。

六 不法な連れ去り　常居所地國の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する連れ去りであつて、当該連れ去りの時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該連れ去りがなければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。

七 不法な留置　常居所地國の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する留置であつて、当該留置の開始の時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該留置がなければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。

八 子の返還　子の常居所地國である条約締約国への返還をいう。

第二章 子の返還及び子との交流に関する援助

第一節 中央当局の指定

第四条 我が国の条約第六条第一項の中央当局は、外務大臣とする。

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助

（外国返還援助申請）

第四款 日本国への連れ去りをされ、又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地國が条約締約国であるものについて、当該常居所地國の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によつて当該監護の権利が侵害されていると思料する場合には、日本国からの子の返還を実現するための援助（以下「外国返還援助」という。）を外務大臣に申請すことができる。

2 外国返還援助の申請（以下「外国返還援助申請」という。）を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（日本語又は英語により記載したものに限る。）を外務大臣に提出しなければならない。

一 外国返還援助申請をする者（以下この款において「申請者」という。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所（外国返還援助申請において返還を求められている子（以下この款において「申請に係る子」という。）の常居所地国におけるものに限る。第七条第一項第四号において同じ。）の所在地

二 申請に係る子の氏名、生年月日及び住所又は居所（これらの事項が明らかでないときは、その旨）その他申請に係る子を特定するために必要な事項

三 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者の氏名その他当該者を特定するためには必要な事項

四 申請に係る子の常居所地国が条約締約国であることを明らかにするために必要な事項

五 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有し、かつ、申請に係る子の連れ去り又は留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項

六 申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するためには必要な事項（これらの事項が明らかでないときは、その旨）

前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

（子の住所等に関する情報の提供の求め等）

第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項において「国行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）

二 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第四十条第二項及び第五十六条の特別の機関

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三十号）第二条第一項に規定する独立行政法人

七 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

八 前項の規定において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

九 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子と同居している者の所在を特定するためには、十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に對し、当該情報を提供して、これらの者の所在を特定するために必要な措置をとることを求めることができる。

十 前項に規定するもののほか、外務大臣からの第二項の規定により提供された情報及び前項の規定による都道府県警察の措置によつて得られた情報の提供は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

十一 第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは家事調停の申立てをするために申請に係る子と同居している者の

氏名を必要とする申請者から当該氏名の開示を求められた場合において、当該氏名を当該申請者に開示するとき。

第六条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合及び第八条第一項の規定により当該外国返還援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、外国返還援助の決定（以下「外国返還援助決定」という。）をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知（申請者が第四条第四項の規定により日本国外の条約締約国の中中央当局を経由して外国返還援助申請をした場合にあっては、当該中央当局を経由してする通知。次条第二項及び第八条第二項において同じ。）をしなければならない。

二 外務大臣は、外国返還援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。（外国返還援助の決定及び通知）

一 第九条又は第十条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他の子の返還又は子との交流の実現に関連する日本国の法令に基づく制度に関する情報の申請者への提供

（外国返還援助申請の却下）

第七条 外務大臣は、外国返還援助申請が次の各号のいづれかに該当する場合には、当該外国返還援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかでないことが明らかであること。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所（申請者が法人その他の団体である場合にあつては、事務所の所在地）が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、申請に係る子の常居所地国が条約締約国でなかつたこと。

六 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されていないことが明らかであること。

七 外務大臣は、前項の規定により外国返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

（外国返還援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付）

第八条 外務大臣は、申請に係る子が日本国外の条約締約国に所在していることが明らかである場合において、外国返還援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第四条第二項の申請書（申請者が同条第四項の規定により外国返還援助申請をした場合にあっては、同項に規定する

書面)及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。(合意による子の返還等の促進)

第九条 外務大臣は、外国返還援助決定をした場合には、申請に係る子について子の返還又は申請者との交流を申請者及び申請に係る子を監護している者の合意により実現するため、これらの者の間の協議のあつせんその他の必要な措置をとることができる。

(子の虐待に係る通告)

第十一条 外務大臣は、申請に係る子が日本国内に所在している場合において、虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由があるときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に対し、その旨を通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第六条第一項の規定による通告とみなして、同条第二項及び第三項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

第二款 日本国返還援助

(日本国返還援助申請)

第十二条 日本国以外の条約締約国への連れ去りをされ、又は日本国以外の条約締約国において留置をされている子であつて、その常居所地国が日本国であるものについて、日本国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されていると思料する場合には、日本国への子の返還を実現するための援助(以下「日本国返還援助」といいう。)を外務大臣に申請することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、日本国返還援助の申請(以下「日本国返還援助申請」といいう。)について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第七条第一項第四号」とあるのは、「日本国」(以下「日本国」)とあり、及び同項第五号中「申請に係る子の常居所地国」とあるのは、「日本国」と読み替えるものとする。

(日本国返還援助の決定及び通知)

第十三条 外務大臣は、日本国返還援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、日本国返還援助の決定(以下「日本国返還援助決定」という。)をし、遅滞なく、日本国返還援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十四条に規定する措置をとるものとする。

3 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第十五条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 国返還援助申請をおいて返還を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。

第十三条 外務大臣は、日本国返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国返還援助申請を却下する。

- 1 日本国返還援助申請において返還を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。
- 2 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。
- 3 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

六 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、申請に係る子が所在していると思料される國又は地域が条約締約国でなかつたこと。

七 日本国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されないことが明らかであること。

2 外務大臣は、前項の規定により日本国返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由を通知しなければならない。

(日本国返還援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第十四条 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十二条第二項において準用する第四条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(子の社会的背景に関する情報の条約締約国の中中央当局への提供)

第十五条 外務大臣は、日本国への子の返還に関する事件が日本国以外の条約締約国の中中央当局が、その他の審判を行う機関(以下この項及び次項において「外国裁判所等」という。)に係属しており、当該条約締約国の中中央当局から当該子の返還に係る子の日本国内における心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供を求められた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該条約締約国の中中央当局に提供するため、政令で定めるところにより、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び当該子に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該情報の提供を求めることができる。

一 当該中央当局が、当該外国裁判所等の依頼を受けて当該事件に関する調査を行うために外務大臣に対し当該情報の提供を求めており、かつ、当該調査以外の目的のために当該情報を利用するそれがないと認められるとき。

二 当該事件に係る外國裁判所等の手続の当事者(当該子が当該手続の当事者である場合にあっては、当該子を除く。)が当該情報を当該中央当局に提供することに同意しているとき。

二 当該事件に係る外國裁判所等の手續の当事者(当該子が当該手続の当事者である場合にあっては、当該子を除く。)が当該情報を当該中央当局に提供することに同意しているとき。

二 当該の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、次の各号のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

一 当該情報を前項に規定する中央当局に提供することによつて同項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

二 当該情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手續の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。

外務大臣は、前項の規定により提供された情報を、第一項に規定する中央当局に対してものみ提供することができる。

第三節 子との交流に関する援助

(日本国交流援助申請)

第十六条 日本国内に所在している子であつて、交流をすることができなくなる直前に常居所を有していた國又は地域が条約締約国であるものについて、当該國又は地域の法令に基づき交流をすことができる者(日本国以外の条約締約国に住所又は居所を有しているものに限る。)は、当該子との交流が妨げられていると思料する場合には、当該子との交流を実現するための援助(以下「日本国交流援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

- 2 日本国交流援助の申請（以下「日本国交流援助申請」という。）を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（日本語又は英語により記載したものに限る。）を外務大臣に提出しなければならない。
- 一 日本国交流援助申請をする者（以下この款において「申請者」という。）の氏名及び住所又は居所
- 二 日本国交流援助申請において交流を求められている子（以下この款において「申請に係る子」という。）の氏名、生年月日及び住所又は居所（これらの事項が明らかでないときは、その旨）その他申請に係る子を特定するために必要な事項
- 三 申請に係る子との交流を妨げていると思料される者の氏名その他当該者を特定するために必要な事項
- 四 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国であることを明らかにするために必要な事項
- 五 申請者が申請に係る子と交流をすることができますなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができ、かつ、申請者の申請に係る子との交流が妨げられていることを明らかにするために必要な事項
- 六 申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するためには必要な事項（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
- 3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 日本国交流援助申請は、日本国以外の条約締約国の中央当局を経由してすることができる。この場合において、申請者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書面（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。）及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。
- （日本国交流援助の決定及び通知）**
- 第十七条 外務大臣は、日本国交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合及び第十九条第一項の規定により当該日本国交流援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、日本国交流援助の決定（以下「日本国交流援助決定」という。）をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知（申請者が前条第四項の規定により日本国以外の条約締約国の中央当局を経由して日本国交流援助申請をした場合には、当該中央当局を経由してする通知。次条第二項及び第十九条第二項において同じ。）をしなければならない。
- 2 外務大臣は、日本国交流援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。
- 一 第二十条において準用する第九条又は第十条に規定する措置
- 二 条約の実施のための日本国外の条約締約国の中央当局との連絡
- 三 この法律に定める手続その他子との交流の実現に関連する日本国の法令に基づく制度に関する情報の申請者への提供
- （日本国交流援助申請の却下）**
- 第十八条** 外務大臣は、日本国交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国交流援助申請を却下する。
- 一 申請に係る子が十六歳に達していること。
- 二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。
- 三 申請に係る子が条約締約国外に所在していることが明らかであること。
- 四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所を有していないことが明らかであること。
- 五 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

- 六 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。
- 七 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかであること。
- 2 外務大臣は、前項の規定により日本国交流援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。
- （日本国交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中**央当局への送付）
- 第十九条** 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかである場合において、日本国交流援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の申請書（申請者が同条第四項の規定により日本国交流援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面）及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。
- 2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。
- （日本国交流援助に関する準用規定）**
- 第二十条** 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは、「子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との交流に関する事件若しくは」とあるのは、「子との交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。
- （第二款 外国交流援助）**
- （外国交流援助申請）**
- 第二十一条** 日本国以外の条約締約国に所在している子であつて、交流をすることができなくなる直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき交流をすることができます（日本国内に住所又は居所を有しているものに限る。）は、当該子との交流が妨げられていると思料する場合には、当該子との交流を実現するための援助（以下「外国交流援助」という。）を外務大臣に申請することができる。
- 2 第十六条第二項及び第三項の規定は、外国交流援助の申請（以下「外国交流援助申請」といいう。）について準用する。
- （外国交流援助の決定及び通知）**
- 第二十二条** 外務大臣は、外国交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、外国交流援助の決定（以下「外国交流援助決定」という。）をし、遅滞なく、外国交流援助申請をした者（以下この款において「申請者」という。）にその旨を通知しなければならない。
- 2 外務大臣は、外国交流援助決定をした場合には、第二十四条に規定する措置をとるものとする。
- 3 外務大臣は、外国交流援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。
- 一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置
- 二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中央当局との連絡

(外国交流援助申請の却下)

- 第二十三条** 外務大臣は、外国交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国交流援助申請を却下する。
- 一 外國交流援助申請において交流を求められている子（以下この款において「申請に係る子」という。）が十六歳に達していること。
 - 二 申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。
 - 三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。
 - 四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。
 - 五 申請者が日本国内に住所又は居所を有していないことが明らかであること。
 - 六 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。
 - 七 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有したこと。
- 2 外務大臣は、前項の規定により外国交流援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由を通知しなければならない。
- (外国交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中核当局への送付)
- 第二十四条** 外務大臣は、外国交流援助決定をした場合には、第二十一条第二項において準用する第十六条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中核当局に遅滞なく送付しなければならない。
- 2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。
- (外国交流援助に関する準規規定)
- 第二十五条** 第十五条の規定は、外務大臣に対し外国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への子の返還」とあるのは、「申請に係る子についての子との交流」と、「当該子の返還に係る子」とあるのは、「申請に係る子」と読み替えるものとする。

第三章 子の返還に関する事件の手続等

第一節 返還事由等

(条約に基づく子の返還)

- 第二十六条** 日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害された者は、子を監護している者に対し、この法律の定めるところにより、常居所地国に子を返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができる。

- 第二十七条** 裁判所は、子の返還の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、子の返還を命じなければならない。
- 一 子が十六歳に達していないこと。
 - 二 子が日本国内に所在していること。
 - 三 常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。
 - 四 当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、常居所地国が条約締約国であったこと。

- 第二十八条** 裁判所は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとときは、子の返還を命じてはならない。ただし、第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事

由がある場合であっても、一切の事情を考慮して常居所地国に子を返還することが子の利益に資すると認めるときは、子の返還を命じることができる。

一 子の返還の申立てが当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時から一年を経過した後にされたものであり、かつ、子が新たな環境に適応していること。

二 申立人が当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護の権利を行使しないなかつたこと（当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護の権利を行使していたと認められる場合を除く。）。

三 申立人が当該連れ去りの前若しくは当該留置の開始の前にこれに同意し、又は当該連れ去りの後若しくは当該留置の開始の後にこれを承諾したこと。

四 常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

五 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適當である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。

六 常居所地国に子を返還することが日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。

七 判所は、前項第四号に掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他の一切の事情を考慮するものとする。

一 常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次号において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無

二 相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無

三 申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無

四 第二節 子の返還に関する事件の手続の通則

(子の返還に関する事件の手続)

- 第二十九条** 子の返還に関する事件（第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件、第一百二十一條の規定による調査及び勧告の事件並びに第百二十三條第二項に規定する出国禁止命令事件をいう。以下同じ。）の手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

- 第三十条** 裁判所は、子の返還に関する事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に子の返還に関する事件の手続を追行しなければならない。

- 第三十一条** この法律に定めるもののほか、子の返還に関する事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 子の返還申立事件の手続

第一款 総則

第一目 管轄

- 第三十二条** 子の返還申立事件（第二十六条の規定による子の返還の申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

- 一 子の住所地（日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居所地。次号において同じ。）が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にある場合 東京家庭裁判所

二 子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄
区域内にある場合 大阪家庭裁判所

2 子の返還申立事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であつて、日本

国内に子の居所がないときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。

(併合申立てによる管轄)

第三十三条 一の申立てにより数人の子についての子の返還を求める場合には、前条の規定により

一人の子についての子の返還の申立てについて管轄権を有する家庭裁判所にその申立てをするこ

とができる。

(管轄裁判所の指定)

第三十四条 管轄裁判所が法律上若しくは事実上裁判権を行うことができないとき、又は裁判所の

管轄区域が正確でないため管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所は、申立てにより、管轄

裁判所を定める。

(管轄の標準時)

第三十五条 裁判所の管轄は、子の返還の申立てがあつた時を標準として定める。

(管轄の合意)

第三十六条 当事者は、第一審に限り、合意により第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所の一

を管轄裁判所と定めることができる。

2 前項の合意は、子の返還の申立てに関して、かつ、書面でなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(移送等)

第三十七条 裁判所は、子の返還申立事件がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又

は職権で、これを管轄権を有する家庭裁判所に移送する。

2 家庭裁判所は、前項に規定する場合において、子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所

以外の家庭裁判所（第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。）に移送することができる。

(職権による移送)

第三十八条 第一項各号に定める家庭裁判所は、第一項に規定する場合において、子の返還申立

事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又

は一部を自ら処理することができる。

4 家庭裁判所は、子の返還申立事件がその管轄に属する場合においても、当該子の返還申立事件

を処理するために特に必要があると認めると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を他の家庭裁判所（第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。）に移送することがで

きる。

(即時抗告による移送)

5 第一項、第二項及び前項の規定による移送の裁判並びに第一項の申立てを却下する裁判に対し

ては、即時抗告をすることができる。

6 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(第二日 裁判所職員の除斥及び忌避)

第三十九条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に

掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

1 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は当事者

となる資格を有する者であるとき。

(裁判官の除斥)

第四十条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避について

は、その裁判官の所属する裁判所が裁判をする。

(裁判官の忌避)

第四十一条 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避

することができる。
三 裁判官が当事者又は子の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。
五 裁判官が事件について当事者若しくは子の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。
六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
五 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

2 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

2 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人について
は、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。
(手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用)

第五十三条 民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）、第三十六条第一項及び第五十六条から第五
十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。
(補佐人)

第五十四条 子の返還申立事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準
用する。

第六回 手続費用

(手続費用の負担)

第五十五条 子の返還申立事件の手続の費用（以下「手続費用」という。）は、各自の負担とする。
2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び手続に参加した子がそれぞれ負担すべき手續費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。
(手続費用の負担の裁判等)

第五十六条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審理における手續費用（裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合は、家事調停に関する手続の費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、手續の総費用（裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、子の返還申立事件の手續費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(手續費用の立替え)

第五十七条 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の子の返還申立事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。

(手續費用に関する民事訴訟法の準用等)

第五十八条 民事訴訟法第六十八条から第七十四条までの規定（同法第七十一条第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手續費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による参加の申出」と、同法第二項中「第六十一条から第六十六まで及び」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と、「第八項まで」とあるのは、「第七項まで」と、「訴訟が」とあるのは、「子の返還申立事件が」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一
条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）第七十三
条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の
効力を有する。

(手續上の救助)

第五十九条 子の返還申立事件の手續の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で子の返還の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなときは、この限りでない。

2 民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条第二項第三号を除く。の規定は、手續上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条中

「第八十二条第一項本文」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十九条第一項本文」と読み替えるものとする。

第七回 子の返還申立事件の審理等

(手續の非公開)

第六十条 子の返還申立事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(電子調書の作成等)

第六十一条 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第六十二条の二第二項及び第三項、第六十二条の三第一項、第一百二十二条の三第三項及び第三項並びに第一百二十二条の四第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録することをもって、これに代えることができる。

2 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 前項の規定によりファイルに記録された電子調書については、民事訴訟法第百六十条の二の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第七十一条第四項、第五項及び第八項」とあるのは、「第七十二条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第六十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（子の返還申立事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号において「非電磁的事件記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第七項及び第一百二十二条の二第二項において「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができます。

3 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、当該申立てに係る許可をしなければならない。

4 裁判所は、非電磁的事件記録中住所等表示部分（子の返還申立事件の記録中第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた相手方又は子の住所又は居所が記載され、又は記録された部分をいう。以下同じ。）については、前項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

5 裁判所は、子の返還を命ずる終局決定が確定した後において、子の返還を命ずる終局決定に関する強制執行をするために必要があるとき。

生じ、若しくはその者の名譽を著しく害するおそれがあると認められるときは、第三項及び前項ただし書の規定にかかるわらず、第三項の申立てに係る許可をしないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てに係る許可をすることを不適とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

6 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、当該申立てに係る許可をすることができる。

7 当事者は、非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、譲本、副本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは譲写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又は複製を請求することができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項について第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の第二項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合における当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

8 非電磁的事件記録の閲覧、譲写及び複製の請求は、非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

9 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

10 前項の規定による即時抗告が子の返還申立て事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

11 前項の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第六十一条の二 当当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、子の返還申立て事件の記録中この事件記録に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。

2 当当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に對し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的事件記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受け入れたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。

一 電子裁判書（第九十四条第一項（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）に規定する電子裁判書であつて、同条第三項（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）の規定によりファイルに記録されたものをいう。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第六十九条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十二第一項の規定又は第六十九条第二項において読み替えて準用する同法第百三十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項

5 前条第三項から第六項まで及び第九項から第十一項までの規定は電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ許可の申立てについて、同条第八項の規定は電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

（子の返還申立て事件に関する事項の証明）

第六十二条の三 当当事者は、裁判所書記官に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、子の返還申立て事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3 第六十二条第六項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。

（期日及び期間）

第六十三条 子の返還申立て事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2 子の返還申立て事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 子の返還申立て事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、子の返還申立て事件の手續の期日及び期間について準用する。

（手続の併合等）

第六十四条 裁判所は、子の返還申立て事件の手續を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする子の返還申立て事件についての手續の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機會がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

（法令により手続を続行すべき者による受継）

第六十五条 当当事者が子の返還申立て事件の手續を続行することができない場合（当事者の死亡による場合を除く。）には、法令により手續を続行する資格のある者は、その手續を受け継がなければならない。

2 法令により手續を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手續を続行する資格のある者に子の返還申立て事件の手續を受け継がせることができる。

（他の申立権者等による受継）

第六十六条 子の返還申立て事件の申立人の死亡によってその手續を続行することができない場合に定する資格のある者に子の返還申立て事件の手續を受け継がせることができる。

2 は、当該子の返還申立て事件において申立人となることができる者は、その手續を受け継ぐことができる。

2 前項の規定による受継の申立ては、子の返還申立事件の申立人が死亡した日から一月以内にしなければならない。

3 子の返還申立事件の相手方の死亡によつてその手続を続行することができない場合には、裁判所は、申立てにより又は職権で、相手方が死亡した日から三月以内に限り、相手方の死亡後に子を監護している者に、その手続を受け継がせることができる。

(送達及び手続の中止)

第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第一百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第一百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条第一項において読み替えて準用する第百三十二条の十一第一項各号」と、同法第百十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

第六十八条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第八目 電子情報処理組織による申立て等

第六十九条 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二条の十、第百三十二条の十一及び第百三十一条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書き」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十条第一項ただし書き」と、同項第一号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十二第二項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条の二において読み替えて準用する第百三十三条第一項の決定があつた」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」と、同法第百三十二条の十二第二項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条の二において読み替えて準用する第百三十三条第一項の決定があつた」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）」又は「秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

2 子の返還申立事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録について、民事訴訟法第百三十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「第百三十三条の三第一項の規定による」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条の二において読み替えて準用する第百三十三条第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録したもの」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）」又は「秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

第九目 当事者に対する住所 氏名等の秘匿

第六十九条の二 子の返還申立事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項、第五項及び第六項並びに第百二十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条 第二項	第三条 第三項	第三条 第三項	第三条 第二項
訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）	子の返還申立事件の記録	子の返還申立事件の記録の閲覧等（非電磁的事件記録（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十二条第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。）の閲覧若しくは複写、その謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録（同法第六十二条の二第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条第五項及び第六項において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供	子の返還申立事件の記録の閲覧等
訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の閲覧等	子の返還申立事件の記録の閲覧等	子の返還申立事件の記録の閲覧等
前条第一項の決定	前条第一項の決定	前条第一項の決定	前条第一項の決定

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

第三百八十二条 家庭裁判所は、相手と認めるときは、当事者の意見を聴いて、子の返還申立事件の手続の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が家庭裁判所調査官との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、家庭裁判所調査官に子の返還申立事件の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができる。

(裁判所技官による診断等)

第三百八十三条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

第二百七十九条 第一項から第五項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(事実の調査の嘱託等)

第三百八十四条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

第二百八十五条 前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

第三百八十六条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

第二百八十七条 前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(事実の調査の通知)

第三百八十八条 家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認められる者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

第三百八十九条 家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

(陳述の聴取)

第三百九十条 家庭裁判所は、子の返還の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当事者の陳述を聽かなければならぬ。

第三百九十一条 家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聞くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第三百九十二条 子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第百七十九条、第一百八十二条、第一百八十七条から第一百八十九条まで及び第二百七条第二項の規定を除く)を準用する。この場合において、同法第百八十五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

第三百九十三条 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。(不法を証する文書の提出)

第三百九十四条 家庭裁判所は、申立人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができることは、申立人に対し、当該文書を提出することを求めることができる。

第三百九十五条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するよう努め、終局決定をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第三百九十六条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(裁判日)

第三百九十七条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

第六目 裁判

第三百九十八条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。

(裁判の方式)

第三百九十九条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。

(終局決定)

第三百九十九条 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。家庭裁判所は、子の返還申立事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときは、同様とする。

(終局決定の告知及び効力の発生等)

第三百九十九条 終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。ただし、子(手続に参加した子を除く)に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

第三百九十九条 終局決定は、当事者に告知することによってその効力を生ずる。ただし、子の返還を命ずる終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

第三百九十九条 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

第三百九十九条 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(終局決定の方式及び電子裁判書)

第三百九十九条 終局決定は、電子裁判書(最高裁判所規則で定めるところにより、子の返還申立事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成してしなければならない。

2 終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 主文

二 理由

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

第三百九十九条 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(更正決定)

第三百九十九条 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てに限り、これをファイルに記録しなければならない。

第三百九十九条 第一項の申立てを不適法として却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百九十九条 更正決定に対しても、更正後の終局決定が原決定とした場合に即時抗告をすることができる。

第三百九十九条 第一項の申立てを不適法として却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百九十九条 終局決定に対し適法な即時抗告があつたときは、前二項の即時抗告は、することができない。

第三百九十九条 終局決定に関する民事訴訟法の準用

第三百九十九条 民事訴訟法第二百四十七條、第二百五十六條第一項及び第二百五十八條(第二項後段を除く。)の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六條第一

項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。

(中間決定)

第九十七条 家庭裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

2 中間決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書を作成してしなければならない。

(終局決定以外の裁判)

第九十八条 終局決定以外の裁判は、これを受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 終局決定以外の裁判については、これを受ける者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。

3 第九十二条から第九十六条まで（第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項を除く。）の規定は、前項の裁判について準用する。この場合において、第九十四条第二項第二号中の「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

4 子の返還申立事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

5 終局決定以外の裁判は、判事補が単独でできる。

(第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了)

（子の返還の申立ての取下げ）

第九十九条 子の返還の申立ては、終局決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができ。ただし、申立ての取下げは、終局決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 前項ただし書の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合においては、家庭裁判所は、相手方に対し、申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、申立ての取下げが子の返還申立事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方が申立ての取下げが子の返還申立事件の手続の期日において口頭でされた場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないとときは、申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、申立ての取下げがあつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、同様とする。

4 民事訴訟法第一百六十二条第三項及び第四項並びに第一百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第一百六十二条第四項中「口頭弁論弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「子の返還申立事件の手續の期日」と読み替えるものとする。（和解）

第一百条 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第八十九条第一項、第一百六十四条及び第一百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条第一項及び第一百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「子の返還申立事件の手續」と読み替えるものとする。

2 子の返還申立事件においては、子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項についても、和解をることができる。

3 裁判所書記官が、次の各号に掲げる事項についての和解について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

一 子の返還を確定した子の返還を命ずる終局決定

二 子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項

三 確定した家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第三十九条の規定による審判

4 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送付しなければならない。

5 第三項の規定によりファイルに記録された電子調書については、民事訴訟法第二百六十七条の規定を準用する。

第三款 不服申立

(即時抗告をすることができる裁判)

第一百一条 当事者は、終局決定に対し、即時抗告をすることができる。

2 当事者又は手続に参加した子による即時抗告の期間は、即時抗告をする者が終局決定の告知を受けた日から進行する。

3 子（手続に参加した子を除く。）による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

(即時抗告の提起の方式等)

第一百三条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

2 原告の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨

3 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。

4 前項の規定による終局決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

6 第七十二条第四項及び第五項の規定は抗告状が第二項の規定に違反する場合について、民事訴訟法第一百三十七条の第二項から第六項までの規定は民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について、それぞれ準用する。

（抗告状の写しの送付等）

第一百四条 終局決定に対する即時抗告があつた場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。

2 裁判長は、前項の規定による抗告状の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

(陳述の聽取)

第一百五条 抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者（抗告人を除く。）の陳述を聽かなければならない。

(抗告裁判所による裁判)

第一百六条 抗告裁判所は、即時抗告を理由があると認める場合には、自ら裁判をしなければならない。ただし、次条第三項において準用する民事訴訟法第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでない。

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第一百七条 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前款の規定（第七十条第六項、第七十二条第二項及び第五項、第九十三条第三項及び第四項、第九十五条第三項から第五項まで並びに第九十八条第五項を除く。）を準用する。

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるのであるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

3 第百九条第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

を更正しむれば申立ての規定期の準用等)
終局決定に対する不服申立ての規定の準用等)

3 第百二十二条第二項及び第三項（第三百三十三条並びに第一項第一号を除く。）、第三百三十一条（第一項第一号を除く。）第百三十二条（第一項第一号を除く。）第百三十三条（第一項第一号を除く。）第百三十四条（第一項第一号を除く。）第百三十五条（第一項第一号を除く。）第百三十六条（第一項第一号を除く。）

百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百六条第一項において読み替えて準用する同法第二百三条第六項」と、同法第三百十六条第二項中「対しては」とあるのは「対しては、一週間の不变期間内に」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百六条第一項において準用する同法第二百八条第二項の規定及び同法第二百六条第三項において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二百八条第一項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第四款 終局決定の変更

終局決定の変更

第一百七十七条 子の返還を命ずる終局決定をした裁判所（その決定に對して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定（第百七条第二項の規定による決定を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、当該抗告裁判所）は、子の返還を命ずる終局決定が確定した後に、事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至つたときは、当事者の申立てにより、その決定（当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合にあつては、当該終局決定）を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

前項の規定による終局決定の変更の申立書には、次に掲げる事項を記入する。

三 終局決定の変更を求める理由
3 裁判所は、第一項の規定により終局決定を変更するときは、当事者（同項の申立てをした者を除く。）の陳述を聽かなければならない。

4 第一項の申立てを却下する終局決定に対しても、当該申立てをした者は、即時抗告をすることができる。第一項の規定により終局決定を変更する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(執行上での裁審) その性質に反する各項に規定するものには、第一項の規定による総括決定の変更の手続には、しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

第一百一十八条 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合において、同項の規定による変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき説明があつたときは、

申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

前項の規定による申立てについての裁判に対しても、不服を申し立てることができない。
第三百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び

担保について準用する。
(手書き)

〔甲署〕 第百十九条 確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に對しては、再審の申立てをすることができる。

再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十二条及び第三百四十九条の規定を除く。）は、第一

項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十九条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及

び裁判をする」と読み替えるものとする。

は、執行停止の效力を有する。
第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判
に付す手続によつてことと要領によつては、各該各局がことつても裁判所が
ことつても、執行停止の効力を有する。

(執行停止の裁判) これがするに甲審者の申立てでも棄去する決定に対しては、当該終局決定その他の表半に文し且時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

第一百二十条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき説明があり、かつ、執行により償うこと

ができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にし

2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第百九条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供詔及び担保について準用する。

第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告
(家庭裁判所による義務の履行状況の調査及び履行の勧告)

決定をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所（以下同じ。）は、権利者の申出があるときは、子の返還の義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告するこ

2 とができる。
子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができる。

(出国禁止命令の告知及び効力)

第一百二十六条 出国禁止命令の申立てについての裁判は、出国禁止命令事件の当事者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方に告知することによってその効力を生じ、出国禁止命令の申立てを却下する裁判は、出国禁止命令事件の申立人に告知することによってその効力を生ずる。

(即時抗告)

第一百二十七条 出国禁止命令事件の当事者は、出国禁止命令の申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることができる。(即時抗告に伴う執行停止)

第一百二十八条 前条の規定により即時抗告が提起された場合において、原裁判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原裁判の執行により償うことのできない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、又は担保を立てさせないで原裁判の執行の停止を命ずることができる。

2 第百二十三条第二項の規定は前項の申立てについて、第一百九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について、それぞれ準用する。(出国禁止命令の取消し)

第一百二十九条 第百二十二条第一項の規定による裁判が確定した後に、当該裁判を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、子の返還申立事件が係属する裁判所は、当該裁判を受けた者の申立てにより、当該裁判の取消しの裁判をすることができる。

2 裁判所が、第百二十二条第一項の規定による裁判を取り消す場合において、同条第二項の規定による裁判がされているときは、裁判所は、当該裁判をも取り消さなければならない。

3 第百二十三条及び前三条の規定は、第一項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。(電子調書の作成)

第一百三十条 裁判所書記官は、出国禁止命令事件及び前条第一項の規定による申立てに係る事件(第百三十三条において「出国禁止命令取消事件」という。)の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(外務大臣による旅券の保管)

第一百三十一条 外務大臣は、第百二十二条第二項の規定による裁判を受けた者から当該裁判に係る旅券の提出を受けたときは、当該旅券を保管しなければならない。

2 外務大臣は、出国禁止命令が効力を失つたときは、前項の旅券の提出を行つた者の求めにより、当該旅券を返還しなければならない。

(過料の裁判)

第一百三十二条 第百二十二条第二項の規定による裁判を受けた者が当該裁判に従わないときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。
(子の返還申立事件の手続規定の準用)

第一百三十三条 出国禁止命令事件及び出国禁止命令取消事件の手続については、特別の定めがある場合を除き、第三節第一款から第三款まで及び第五款(第七十二条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十条、第九十九条及び第一百条を除く。)の規定を準用する。この場合において、第九十四条第二項第二号中「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則

(子の返還の強制執行)

第一百三十四条 子の返還の強制執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百七十二条第一項の規定により執行裁判所が第三者に子の返還を実施させる決定をする方法により行うほか、同法第百七十二条第一項に規定する方法により行うほか、同

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定(確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。)の正本又は記録事項証明書(民事執行法第十八条の二に規定する記録事項証明書をいう。次項及び第一百四十九条第二項において同じ。)に基づいて実施する。

3 民事執行法第十八条の二の規定は、前項の終局決定の記録事項証明書の執行裁判所への提出について準用する。

(子の年齢による子の返還の強制執行の制限)

第一百三十五条 子が十六歳に達した場合には、民事執行法第百七十二条第一項の規定による子の返還の強制執行(同項の規定による決定に基づく子の返還の実施を含む。以下「子の返還の代替執行」という。)は、することができない。

2 民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法による子の返還の強制執行の手続において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以降に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。

(子の返還の代替執行と間接強制との関係)

第一百三十六条 子の返還の代替執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければなりません。

一 民事執行法第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき)。

2 民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地國に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。

3 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

(子の返還の代替執行の申立て)

第一百三十七条 子の返還の代替執行の申立ては、債務者に代わって常居所地國に子を返還する者(以下「返還実施者」という。)となるべき者を特定してしなければならない。

(子の返還を実施させる決定)

第一百三十八条 第百三十四条第一項の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。

2 執行裁判所は、民事執行法第百七十二条第三項の規定にかかるらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができる。

(子の返還の代替執行の申立ての却下)

第一百三十九条 執行裁判所は、第百三十七条の返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らして相当でないと認めるときは、第百三十七条の申立てを却下しなければならない。

(執行官の権限等)

第一百四十条 民事執行法第百七十五条(第八項を除く。)の規定は子の返還の代替執行における執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、同法第百七十六条の規定は子の返還の代替執行の手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百七十五条第一項第二号中「債権者若しくはその代理人と子」とあるのは、「返還実施者(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第百三十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。)、債権者若しくは同法第百四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人と子」と、「又は債権者若しくはその代理人」とあるのは、「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは、「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」と読み替えるものとする。

第十六条
（政令への委任）
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。
